

【チーム訪問支援対象者】
 40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、以下のア、イいずれかの基準に該当するものとする。なお、緊急性や虐待のないケースとする。

ア 医療サービス、介護サービスを受けていない者、又は中断している者で以下のいずれかに該当する者
 (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 (イ) 継続的な医療サービスを受けていない者
 (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない者
 (エ) 診断されたが介護サービスが中断している者

イ 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動、心理症状が顕著なため、支援を行う者がその対応に苦慮している

